

令和6年度予算編成方針

第1 現在の国の経済情勢と動向

国は現在の経済情勢について、景気は緩やかに回復しているとしており、その先行きについても、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」と分析しています。

その一方で、「世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念」が我が国の景気を下押しするリスクとなっていること、また、「物価上昇、金融資本市場の変動等の影響」などに十分注意する必要があることを指摘しています。

第2 本市の状況

本市財政にも大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行され、経済・社会活動が正常化していく一方で、依然、ウクライナ等の不安定な国際情勢が社会や経済に与える影響が懸念されるなど、本市の令和6年度当初予算編成についても、引き続き厳しくなるものと見込まれます。

歳入においては、その根幹をなす市税収入について、納税義務者数の増加傾向が緩やかになると見込まれることなどから、大きな増収は期待できません。その他の歳入項目については、令和6年度政府予算や、地方全体の財政フレームなどを踏まえながら、見込を立てる必要があります。いずれも、年末にかけて議論が本格化することから、現時点では、不確定な要素が多く、今後の動向を注視しつつ精査を進めていかなければなりません。

次に、歳出については、人事院勧告に準じた職員給与費の増や会計年度任用職員への勤勉手当の支給開始などによる人件費の増加をはじめ、子ども医療費や保育所の運営に関わる経費、そして、障がい者の自立支援のための給付など、扶助費の増加が見込まれています。さらに、物価高騰の影響についても、引き続き注意する必要があります。

本年9月末時点における実施計画の一般財源ベースでの集計において、歳入の総額は、約511億円で、令和5年度当初予算から約7億円の増加にとどまっています。一方で、歳出の総額は、約543億円となっており、令和5年度当初予算から約18億円増加しています。その結果、財源不足額は32億円に上り、これを財政調整基金の取り崩しのみで

補てんすると、今後の財政運営に影響を及ぼすことから、令和6年度の予算編成においても可能な限り歳出額を縮減していく必要があります。

第3 予算編成への取り組み姿勢

前述のとおり、現時点においては、義務的経費を始めとした歳出の伸びが、市税を中心とする歳入の増加を大きく上回る、大変厳しい状況となっています。このような中で、全ての人々がウェルビーイングを実感できる大和市を目指していくには、新たな取り組みを実現しつつ、確実に予算を編成する必要があります。これまでに増して経費を精査し、計上するよう努めなければなりません。そのためには、職員一人ひとりが、行政を運営する視点に加え、経営する視点を持って、業務の在り方を見つめ直すなど、意識改革を進めることも重要です。

以上の認識のもと、財源不足額32億円について、歳入・歳出の両面からその解消を図っていきます。

歳出においては、人件費、他会計繰出金、公債費等を除く全ての経費をマイナスシーリングの対象とし、各部かいごとに予算要求上限額を設定します。

各部かいにおいては、事業の効果や効率性を見極めることに加えて、選択と集中に努め、真に令和6年度に実施する必要がある事業費のみを計上することとし、事業の方向性や内容については、トップヒアリングの場で諮っていくものとします。また、歳入においては、国庫補助金等や各種基金の有効活用、不要となった財産の処分を進め、総額の確保に努めていきます。

以上を踏まえ、令和6年度当初予算の要求にあたっては、以下の点を徹底し、年間を通じた見積もりを行ってください。

(1) 事業費の精査とスクラップ&ビルドの徹底

- ①令和6年度の予算編成は、依然厳しい状況にあることを踏まえ、新規事業や充実事業については、社会経済状況に照らし、真に必要な事業のみ、計上を認めることとする。この際、財源を捻出するため、部かいレベルで既存事業のスクラップ&ビルドを検討すること。
- ②令和4年度の決算不用額や令和5年度予算の執行状況、事務事業評価結果などを十分に勘案し、最小限の経費を見積もること。

(2) 要求上限額の範囲内での予算計上

各部かいにおいては、別途通知するマイナスシーリングによる要求上限額の範囲内で予算を計上すること。なお、次の項目については、要求上限額の枠外として扱うこととする。

- ① 令和6年度から新規に発生する振込手数料などの金融機関手数料
- ② 令和5年度に実施した会計年度任用職員の時間単価の改定および正規職員の給与改定に伴う人件費の増加分
- ③ その他、やむを得ない理由によるもの

(3) 後年度の財政負担について

建設事業の予算要求にあたっては、後年度の維持管理経費等を考慮するとともに、最小限の経費で要求すること。また、地方債については、公債費の増加を抑制、平準化する観点から、財政課で総額の調整を行うこととする。

(4) 原油価格・物価高騰等について

光熱水費は、直近の単価で見積もること。そのほか、原油価格・物価高騰が直接大きく影響する事業については、個別に対応することとする。

(5) 自主財源の確保

市税の課税客体の適正な把握及び納付催告や滞納整理の強化、市の資産を広告媒体とした広告収入など、可能な限り自主財源を確保すること。

(6) 特定財源等の確保

国・県の予算編成動向などを把握し、的確に歳入予算に反映させるとともに、民間団体等における補助金制度にも目を向けるなど、可能な限りの情報収集及び研究を尽くし、歳入の総額確保に努めること。補助金等が廃止となる場合は、事業の継続について検討すること。

(7) 業務の効率化、見直し（行政改革の推進）

「事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とする地方自治の原則を踏まえて業務の効率化、見直し等を進めること。特に今般、自治体に対してDX（デジタル・トランスフォーメーション）が求められる中においては、現行業務を前提とすることなく、現下のデジタル社会に対応しつつ、スマート自治体への転換を視野に入れ、これまでの実施手法や業務自体のあり方を含め、改善・見直しに取り組むこと。

(8) 特別会計及び企業会計

各会計は独立採算が前提であることを踏まえ、常に収支の均衡と受益者の適正負担に配慮し、財源不足を安易に一般会計からの赤字補てんに依存しないこと。また、税、使用料などの自主財源の改定を検討するとともに、徹底した経営努力による経費の節減と運営の合理化に努めること。さらに、徹底した未収金対策に努めること。

(9) 議会からの指摘等の適切な反映

決算認定議案に対する審査結果をはじめ、議会からの指摘などを真摯に受け止め、既存事業の在り方を含めて、改善に努めること。